

令和4年度 国民健康保険税の課税内容のお知らせ

地方税法及び海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の改正等により、海老名市国民健康保険税の課税内容が一部変更となりました。変更内容は以下のとおりです。

なお、算定方法の詳細は、別に同封している「令和4年度海老名市国民健康保険税について(被保険者の方へ)」裏面に記載の「令和4年度海老名市国民健康保険税の算定方法」をご覧ください。

(1) 医療分(基礎課税額)

課税項目	令和3年度 (変更前)	令和4年度 (変更後)
所得割額に対する税率	5.50%	変更なし
均等割額	23,700円	変更なし
平等割額	18,600円	変更なし
課税上限額	63万円	65万円

(2) 後期分(後期高齢者支援金等課税額)

課税項目	令和3年度 (変更前)	令和4年度 (変更後)
所得割額に対する税率	1.90%	2.20%
均等割額	8,100円	9,500円
平等割額	6,600円	7,600円
課税上限額	19万円	20万円

裏面もお読みください

(3) 介護分(介護納付金課税額)

課税項目	令和3年度 (変更前)	令和4年度 (変更後)
所得割額に対する税率	1. 60%	2. 10%
均等割額	8, 400円	10, 800円
平等割額	4, 500円	6, 000円
課税上限額	17万円	変更なし

(5) 未就学児の均等割額軽減措置

世帯に属する未就学児※¹全員に対する均等割額を5割軽減※²します。

軽減割合 (世帯)	軽減適用前 均等割額	軽減適用後 均等割額
7割	医療分 7, 110円	医療分 3, 555円
	後期分 2, 850円	後期分 1, 425円
5割	医療分 11, 850円	医療分 5, 925円
	後期分 4, 750円	後期分 2, 375円
2割	医療分 18, 960円	医療分 9, 480円
	後期分 7, 600円	後期分 3, 800円
軽減なし	医療分 23, 700円	医療分 11, 850円
	後期分 9, 500円	後期分 4, 750円

※¹0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前にある被保険者

※²法定軽減(7・5・2割軽減)該当世帯は、法定軽減後の均等割額から5割軽減します。

海老名市役所 国保医療課
☎ 046(235)4594 (直通)